

# 伊予市放課後児童等健全育成基本方針(案)



～ 育てよう未来の伊予 世界をかける こどもたち ～

令和 7 年 月

伊予市

## 目 次

1	経緯	・・・	P.1
2	児童クラブの現状	・・・	P.3
3	児童クラブに係るニーズ調査	・・・	P.7
4	児童クラブにおける課題	・・・	P.9
5	児童クラブの課題解決に向けた方針	・・・	P.10
6	児童館等の現状	・・・	P.11
7	児童館等における課題	・・・	P.14
8	児童館等の課題解決に向けた方針	・・・	P.14

### 「こども」の表記について

本方針では、「子供」や「子ども」について「こども」と表記しています。

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記をしています。

これを踏まえ、本方針においても「こども」表記を活用しています。

## 1 経緯

本市では、令和5年5月10日『伊予市子育て応援宣言』を行い、こどもたちに夢や希望、そしてチャンスが平等に与えられ、学力だけでなくスポーツや文化等の分野においても大志を抱いて世界で飛躍できる国際色豊かな人材が輩出される、そんなこどもたちの未来が広がるまちづくりを目指した取組を進めています。

こうした中、仕事等で昼間保護者が家庭にいない児童が、放課後から帰宅までの間利用する放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)については、今後の人口推計及び利用者数の見込みを確認するとともに、改めてサービスの維持・向上を目指し、適切な環境の整備、支援員の確保、適正な負担金の設定等に取り組む必要が生じています。

また、児童センター・児童館等(以下「児童館等」という。)については、全ての児童及び保護者が自由に利用できる児童厚生施設として、放課後及び休日におけるこどもたちの重要な居場所となっています。

以上を踏まえ、本市では児童クラブ及び児童館等に代表される放課後や休日のこどもたちの健全な居場所確保の取組みについて現状と課題を検証するとともに、少子化の影響による児童数の減少や共働き家庭の増加等の社会情勢に配慮しつつ、将来に向けて持続可能な施策とするため、このたび放課後児童の健全育成に向けた基本的な方針を定めました。



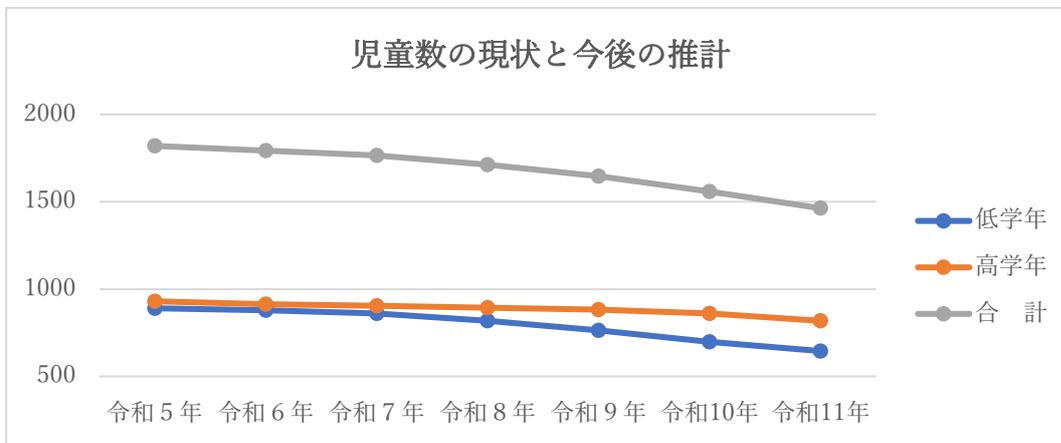
【児童数の現状と今後の推計】

令和11年までの推計で児童数は年々減少していますが、特に令和8年以降の減少幅は大きくなる見込みとなっています。

一方で、男女共同参画意識の浸透により共働き家庭は全国的にも増加傾向にある中、特に本市は全国及び愛媛県全体と比較して共働き世帯の割合が高い傾向にあるため、この先児童数が減少しても一定の期間は、放課後の児童の安全・健全な居場所に対する需要が現状維持傾向にあるものと想定します。

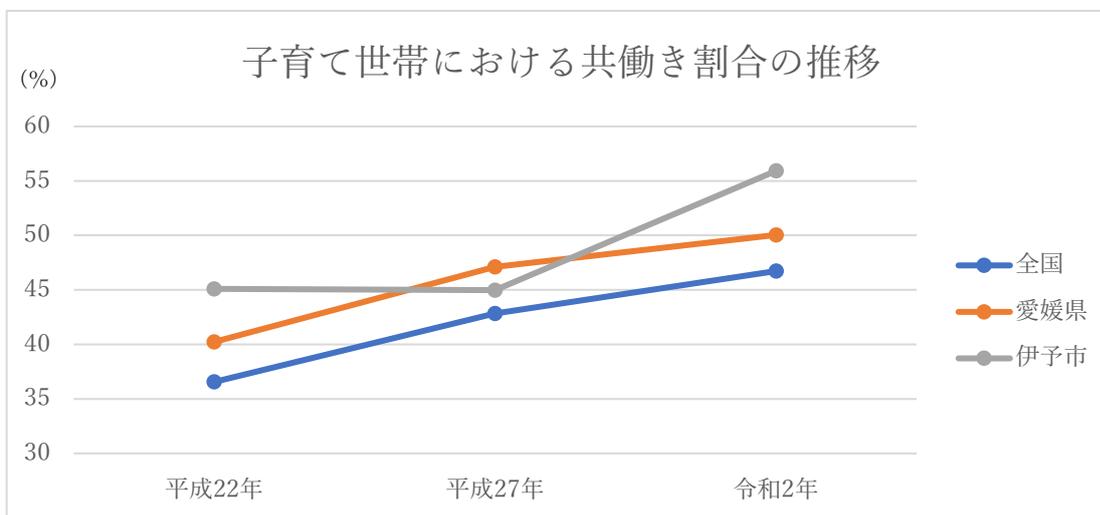
(単位：人)

年 度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
低学年	890	879	861	818	765	698	645
高学年	930	913	904	894	882	861	818
計	1,820	1,792	1,765	1,712	1,646	1,559	1,463
令和5年度から11年度の小学生減少数及び減少率 ▲357人(▲19.6%)							



【6歳以上12歳未満の長子を有する夫婦と子どもからなる世帯における共働き世帯の割合】(国勢調査結果より)

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
全 国	36.56 %	42.83 %	46.73 %
愛媛県	40.23 %	47.12 %	50.04 %
伊予市	45.10 %	44.98 %	55.92 %



## 2 児童クラブの現状

### (1) 児童クラブの設置目的

「児童福祉法」第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業として実施しています。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、児童厚生施設等の施設を利用して、授業終了後に適切な遊びの場や生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。

### (2) 市内の児童クラブ

本市には、令和7年4月1日現在「伊予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく13ヶ所17支援単位の児童クラブがあります。このうち、公設児童クラブ(以下「公設クラブ」という。)は8ヶ所11支援単位、民設児童クラブ(以下「民設クラブ」という。)は5ヶ所6支援単位となっています。

公設クラブは、「伊予市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく放課後児童クラブで、市が設置した施設を運営事業者へ委託し運営しています。

民設クラブは、民間事業者が設置した施設に関し市が児童の受入れを委託している児童クラブで、NPO法人、社会福祉法人、株式会社などが運営しています。

令和7年4月1日時点の定員及び登録者数は以下のとおりで、北山崎児童クラブ、郡中放課後児童クラブ、南伊予児童クラブの3ヶ所については利用希望者が定員を上回り、申込みをしたものの保留となっている児童がいます。

一方で、定員を上回っているこれら3ヶ所の小学校区については、いずれも民設児童クラブの利用可能地域であり、学校から受入れ施設までの送迎が可能であること、現状、民設クラブの定員に余裕があることなどから、利用希望に対し、どのクラブも利用できない待機児童は発生していないものと認識しています。

#### 【児童クラブの設置及び利用状況】

区分	名称	住所	定員	登録者数
公設	南山崎児童クラブ	大平甲 1056 番地 4	26	16
	北山崎児童クラブ	中村 41 番地	39	39
	郡中放課後児童クラブ A・B・C	米湊 767 番地	120	120
	南伊予児童クラブ A・B	上野 2270 番地	71	71
	なかやま学童広場	中山町出淵 2 番耕地 138 番地 1	35	8
	上灘学童クラブ	双海町上灘甲 5821 番地 6	40	17
	下灘学童クラブ	双海町串甲 3670 番地 16	40	11
	されだに学童クラブ	中山町佐礼谷甲 827 番地 2	20	7
民設	えりむ児童クラブ	米湊 870 番地 1	80	71
	さくらんぼ・あんず			
	みかんキッズクラブ	下三谷 2439 番地 1	40	38
	スポキッズ児童クラブ	米湊 263 番地	40	24
	伊予くじら児童クラブ	米湊 1370 番地	20	20
児童クラブそらうみ	米湊 600 番地 1	40	40	

※令和7年4月1日現在(単位:人)

### (3) 開設時間・休館日

本市の公設クラブは、原則として小学校1年生から6年生までの児童を対象とし、小学校の授業のある日は放課後から午後6時まで、授業のない日は午前8時（令和8年度以降は午前7時30分）から午後6時まで開設しています（一部、受注者の自主事業により有償で延長対応している施設があります。）。

なお、日曜日、祝日、国民の祝日、年末の12月29日から年始の1月3日までは休業日となっています。

また、民設クラブも授業のある日は放課後から午後6時まで、授業のない日は午前8時から午後6時までの開設を原則としています（一部、有償で時間の延長や送迎サービスを行っている施設があります。）。

### (4) 経費及び保護者の負担

児童クラブの経費は、施設の設営・維持や支援員の人件費等に充てられる「運営費」と、おやつ代や共用玩具・図書代、画用紙・折り紙といった消耗品代など児童に直接還元される経費に充てられる「直接費」に大別されます。

公設クラブの経費は、「伊予市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき“費用の一部を保護者から徴収できる”と定められています。ただし、生活保護受給世帯については免除規定があります。

公設クラブにおける経費のうち運営費は、国・県の補助金を一部充てながら本市が全額支出していますが、直接費は利用児童に還元される費用であり、他の市民との公平性・平等性を踏まえ保護者の負担としています。

他市町では、支援単位（小学校区や地域）ごとに保護者が運営委員会を設置し、総会等の合意を経て保護者負担金を決定しているところもありますが、本市の公設クラブでは、地域差や支援単位ごとの受入れ児童数等によって負担に差が生じることがないよう市内一律としています。

なお、本市の公設クラブにおける保護者負担額は、近隣市町と比較して低い状況にあります。

#### 【中予圏域における近隣市町との保護者負担金比較】

自治体名	負担金月額	備考
松山市	5,000円～6,500円	支援単位ごとに決定
東温市	6,000円	土曜日利用の場合
久万高原町	5,500円～6,000円	支援単位ごとに決定
砥部町	4,700円～5,200円	土曜日利用の場合 おやつ代別途
伊予市	4,200円	土曜日利用可 おやつ代含む
松前町	4,000円	おやつ無し

本市の放課後児童に対する施策の特徴として、民設クラブが充実していることが挙げられます。

民設クラブでは、施設ごとに保護者負担金を定めており、総体的に公設クラブよりも高い傾向にあります。学習プログラム、スポーツ指導、手作りおやつや長期休業中の給食提供などクラブごとに特色があり、保護者や児童のニーズに応じて利用するクラブを選択できます。

一方で、負担金の差を主な理由として公設クラブに利用希望が集中し、民設クラブのリソースが十分に活用できていない課題を解消するため、保護者負担金の公民格差解消が課題となっています。

施設区分	保護者負担金（参考）		備 考
	通常月（月額）	夏休み（期間）	
民設クラブA	7,700円	26,400円	体操・なわとび指導などスポーツ指導有 兄弟・姉妹割引有
民設クラブB	7,000円	22,000円	プログラミング教室、ピアノ教室など有 夏休みのみ有償で給食提供
民設クラブC	6,500円	23,000円	手作りおやつ提供 兄弟・姉妹割引、ひとり親割引 長期休みのみ有償で給食提供
民設クラブD	6,500円	23,000円	英語指導、学習指導有 休日は有償で給食提供
民設クラブE	5,500円	22,000円	体操・なわとび指導などスポーツ指導有 兄弟・姉妹割引有
公設クラブ	4,200円	14,000円	
公民最大格差	3,500円	12,400円	

(5) 校区別入学見込者及び児童クラブ利用見込数

令和7年度における各小学校入学者数に対する公立児童クラブ利用者数の割合と住民基本台帳における地域別年齢別人口（令和7年3月31日現在）から、この先6年間の児童クラブの必要量見込を推計しました。

南山崎小学校（南山崎児童クラブ：定員26人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 （参考）	備 考
入学者見込	8	7	4	5	4	0	11	令和7年度 申込率45.4%
児童クラブ 利用見込	4	4	2	3	2	0	5	

北山崎小学校（北山崎児童クラブ：定員39人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 （参考）	備 考
入学者見込	39	25	33	20	27	15	46	令和7年度 申込率50.0%
児童クラブ 利用見込	20	13	17	10	14	8	23	

## 郡中小学校（郡中放課後児童クラブA～C：合計定員120人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 (参考)	備考
入学者見込	145	141	136	132	111	117	157	令和7年度 申込率29.9%
児童クラブ 利用見込	44	43	41	40	34	35	47	

## 伊予小学校（南伊予児童クラブA・B：合計定員71人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 (参考)	備考
入学者見込	44	45	39	24	32	25	56	令和7年度 申込率58.9%
児童クラブ 利用見込	26	27	23	15	19	15	33	

## 中山小学校（なかやま学童広場：定員35人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 (参考)	備考
入学者見込	2	3	2	0	1	2	4	令和7年度 申込率25.0%
児童クラブ 利用見込	1	1	1	0	1	1	1	

## 佐礼谷小学校（されだに学童クラブ：定員20人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 (参考)	備考
入学者見込	1	0	0	2	0	0	2	令和7年度 申込率100.0%
児童クラブ 利用見込	1	0	0	2	0	0	2	

## 由並小学校・翠小学校（上灘学童クラブ：定員40人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 (参考)	備考
入学者見込	6	6	3	7	2	3	13	令和7年度 申込率61.5%
児童クラブ 利用見込	4	4	2	5	2	2	8	

## 下灘小学校（下灘学童クラブ：定員40人）

【単位：人】

入学年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和7年 (参考)	備考
入学者見込	2	5	2	4	3	4	2	令和7年度 申込率100.0%
児童クラブ 利用見込	2	5	2	4	3	4	2	



### 3 児童クラブに係るニーズ調査

#### アンケート調査

##### (1) 目的

本市では、児童クラブの現状や課題等について調査し、諸課題の解決と事業のあるべき姿・将来的な方向性を共に考えていく際の参考とするため、保護者等へアンケート調査を実施しました。

##### (2) 期間・方法

調査期間 令和6年6月25日(火)から7月15日(月)まで

調査方法 各児童クラブのお迎え時に、保護者に対し二次元コードを印刷したチラシを配布し、スマートフォン、タブレット、PC等からWEB経由で回答いただきました。

回答件数 157件

## 放課後児童クラブの向上・改善に おけたアンケートにご協力ください



日頃より、放課後児童クラブの運営にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。  
伊予市では、地域の特性やニーズに合った子育て推進に向けた計画策定を進めているところです。  
なかでも放課後児童クラブは、伊予市の子育て推進施策の中でも大変重要な役割を担っていることから、保護者ほか関係者の皆様からの率直なご意見・ご要望をいただくことで、今後の向上や改善に繋がりたいと考えています。

つきましては、下記の二次元コード又はURLからアンケートフォームにアクセスいただき、率直にご意見くださいますようお願いいたします。

なお、アンケートの回答に必要な時間は、おおむね3～5分程度です。

**【回答期間】令和6年6月25日(火)から7月15日(月)まで**

【URL】[https://apply.e-tumo.jp/city-iyoe-hime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=4573](https://apply.e-tumo.jp/city-iyoe-hime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4573)



このアンケートは、えひめ電子申請システムを利用しています。

氏名等は入力不要で、個人情報担当者に伝わったり、回答者が特定されたりすることはありません。

Wi-Fi環境が無い場所からアクセスされた場合、契約状況や通信環境によって通信料がかかることがありますのでご注意ください。

回答はこちらから

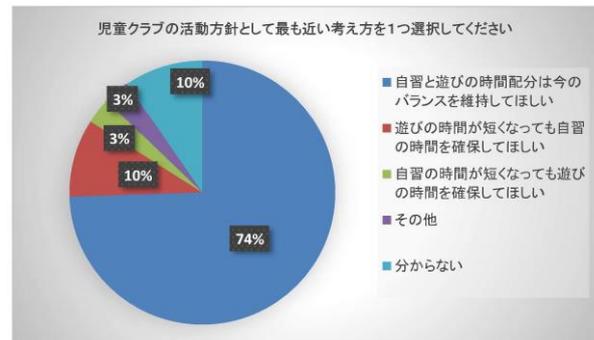
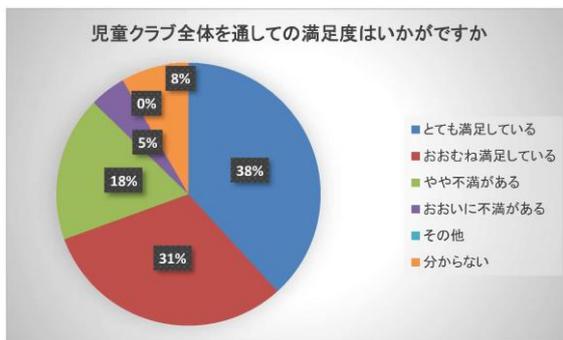


**【問合せ先】伊予市 市民福祉部 子育て支援課  
児童福祉担当  
電話：089-982-1119**

(3) 主な調査結果

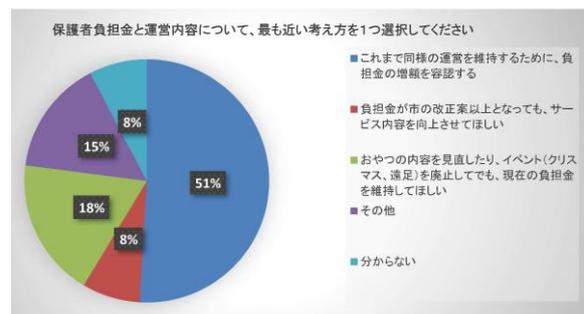
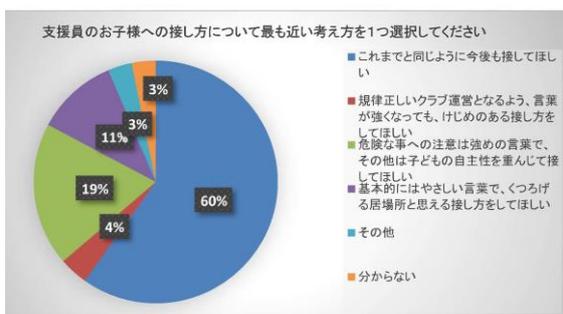
Q 児童クラブ全体を通しての満足度はいかがですか？					
とても満足	おおむね満足	やや不満	おおいに不満	その他	分からない
60	49	28	7	0	13

Q 児童クラブの活動方針として最も近いのは？				
自習と遊びの時間配分は現状を維持	遊びの時間が短くなっても自習の時間を確保	自習の時間が短くなっても遊びの時間を確保	その他	分からない
117	15	5	5	15



Q 支援員のお子様への接し方として最も近いのは？					
今後もこれまでと同じように	規律正しい運営のため言葉が強くなってもけじめを持って	危険注意は強い言葉それ以外は自主性を重んじて	基本的にはやさしくくつろげる接し方を	その他	分からない
94	6	30	17	5	5

Q 保護者負担金と運営内容について、最も近い考え方は？				
これまで同様の運営のために負担金の増額を容認する	負担金が上がってもサービス内容を向上させてほしい	おやつやイベント内容を見直しても現在の負担金を維持してほしい	その他	分からない
80	12	29	24	12



#### 4 児童クラブにおける課題

- (1) 本市には民設クラブが多く展開していることもあり、小学校1年生入学時点で入会資格があるにも関わらず、どの児童クラブにも入会できない「待機児童」は存在しておらず、いわゆる「小1の壁」は生じていないものと認識しています。

しかしながら、保護者の就労状況等の優先度調整の結果、希望する児童クラブへの登録が適わない事例や、3年生進学時の優先度調整により公設クラブの利用が難しくなる事例は散見されており、今後の長期的な対応についての検討が求められています。

- (2) 民設クラブと公設クラブの保護者負担金の差異により公設クラブの利用を望む家庭が多く、児童数が多い地域の公設クラブは定員を超過し、優先度調整の結果、希望するクラブに登録できない事例が生じています。

一方で、民設クラブの利用率は公設クラブと比較して低く、定員に余裕があるクラブがあります。

3年生の進級時点の優先順位調整により公設クラブの利用が保留となった児童について、民設クラブの利用に繋がっていないケースもあり、その理由として保護者からは費用負担の差が主な理由として挙げられていることから、負担金の公民格差解消が求められています。

- (3) 保護者負担金のうち直接費は、おやつ代、保育上必要な消耗資材（画用紙、色鉛筆当）、共用玩具（おもちゃ、絵本）など利用児童に直接的に還元される費用について保護者に負担をお願いするものです。

物価高騰の影響などから令和7年度に一度改正しましたが、その後も物価高騰が続いていることから、収支状況について定期的に確認・精査し、健全な運営に向けた見直しの必要性があります。

- (4) 公設クラブにおいては、現在も児童の安全確保の観点から緊急通報装置を設置していますが、今後、更なる防犯対策及び安全検証の必要性から防犯カメラ等の設置を検討することが想定されます。

- (5) 適切な放課後環境の提供、中でも熱中症対策の観点からエアコンの設置は必須となっています。

特に公設クラブにおいては老朽化している設備が多くみられることから、計画的に更新していく必要があります。

- (6) タブレット等情報機器の普及による昨今のIT情報教育の進展、保護者との円滑・迅速な情報交換、支援員の業務効率化などの観点から、計画的なWi-Fi環境及び各種事務のICT化整備が必要となっています。

- (7) 恒常的な有資格者の人員不足や高齢化、業務負担の増加等により、支援員の確保が難しくなっています。

また、育成支援・相談支援・要支援児への個別の配慮等専門的な知識や豊富な経験が求められるものの、ノウハウの蓄積、継承が難しくなっています。

- (8) 保護者の就労形態、就業時間の多様化から、規定の利用時間内における送迎が難しいという声が少しずつ増加しています。

全ての支援単位で時間延長のサービスを導入することは人員面や財政面で難しいことから、保護者の同意を前提として、児童のみで登降所できる仕組みについて検討する必要があります。ただし、実現するためには児童の登降所を保護者にメールや SNS 等で伝える ICT を活用した仕組みが必要となります。

- (9) 多様な家庭環境や個性を持つ児童が集団で生活する施設であることから、児童の人間関係や心理状態に配慮し、児童が不安なく利用できる施設運営が必要です。

また、利用児童にとっては学校と家庭に次ぐ第3の居場所として安心して支援員に相談できる環境づくりに努め、虐待や貧困など児童の健全な育成を阻害する恐れのある事案を早期発見し対応することが求められています。

## 5 児童クラブの課題解決に向けた方針

- (1) 公設クラブについては、本市の財政状況のほか利用児童が将来的に減少傾向であることなどから、現状の施設を拡大して定員を増やすことは難しい状況です。

こうした状況から、公設クラブに申し込んでも希望するクラブを利用できない児童が発生している伊予地域（郡中小学校、北山崎小学校、伊予小学校の各校区）に関しては、複数校区の児童受入れを前提とした民設クラブの新規開設を引き続き推進することで、公民協働による放課後児童の健全育成を目指します。

- (2) 公民協働による放課後児童クラブの推進に当たり、現状の公設クラブと民設クラブにおける保護者の経済的負担格差は大きな課題です。

公設クラブについては、今後の継続的・安定的な運営に必要な適切な負担金水準を目指すとともに、単なる値上げではなく、クラブでの生活や環境の質を同時に向上させることで民設クラブとの負担感の差を解消し、保護者がサービスを選択する際に負担金格差が主な要因とならないよう、公設クラブと民設クラブの均衡を目指します。

- (3) 有望な支援員等の確保・定着を図るため、厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」等公的な指針に沿った研修会の充実や交流会の実施、処遇改善などについて、運営事業者と連携しながら魅力的な職場環境の整備を目指す必要があります。

また、これまで以上に支援員が個々の児童と信頼関係を築きながら、各児童の発達の特徴や児童同士の関係を踏まえた支援ができるよう職員体制のあり方や支援員の関わり方等について、運営事業者と連携して推進します。

- (4) 特別な配慮が必要な児童の対応等に関する指導・補助、学校や放課後等デイサービス事業者など他機関との連携の役割を担う人材を養成するための研修等を定期的実施し、支援員全体のレベルアップを図るとともに、必要に応じて専門的な知識や技術を有する加配支援員の配置も推進し、保護者が安心して児童を預けられる施設づくりに努めます。

- (5) 児童の健康状態、心理状態のほか児童間の人間関係にも常に注視し、いじめや孤立が生じない環境づくりに配慮します。

虐待や貧困などに関する基本的な知識と対応策等に関する研修を実施し、支援員が児童や家庭環境に問題のある兆候を発見した時には、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応できるようにします。

## 6 児童館等の現状

### (1) 児童館等の設置目的

「児童福祉法」第40条に規定される児童厚生施設であり、保護者の負担なく児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的としています。

### (2) 本市の児童等施設

本市には、令和7年4月1日現在「伊予市児童厚生施設条例」に基づく児童センター“みんくる”と児童館“あすなろ”の2施設がありますが、双方とも本庁地区又は近辺にあり、民間事業者が指定管理を行っています。

なお、児童センターとは、児童館の機能に加え、体力増進を図る機能を有するものをいいます。

#### 【児童厚生施設一覧】

名 称	所在地	設置年度
伊予市児童センター「みんくる」	尾崎 3-1	平成 25 年度
伊予市児童館「あすなろ」	米湊 333 番地 4	平成 15 年度

※令和7年4月1日現在

### (3) 開設時間・休館日

本市の児童館等は、原則として18歳未満の児童及びその保護者を対象とし、午前9時から午後6時まで開設しています。

なお、月曜日、国民の祝日、年末の12月29日から年始の1月3日までは休業日となっています。

### (4) 利用者数

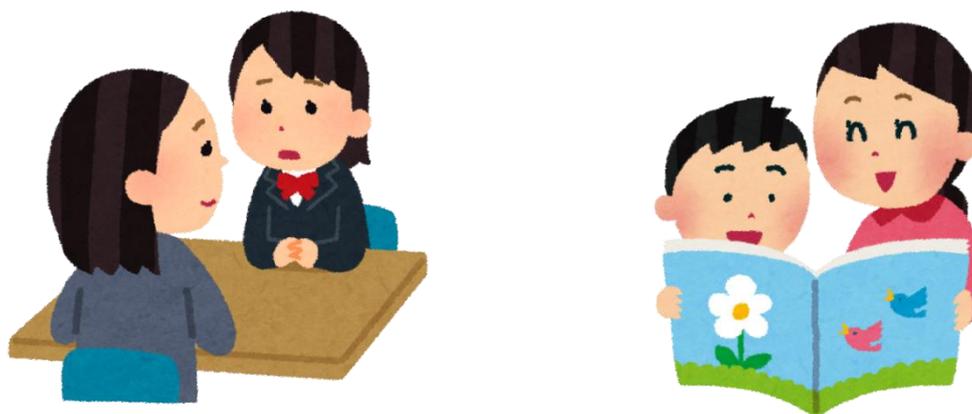
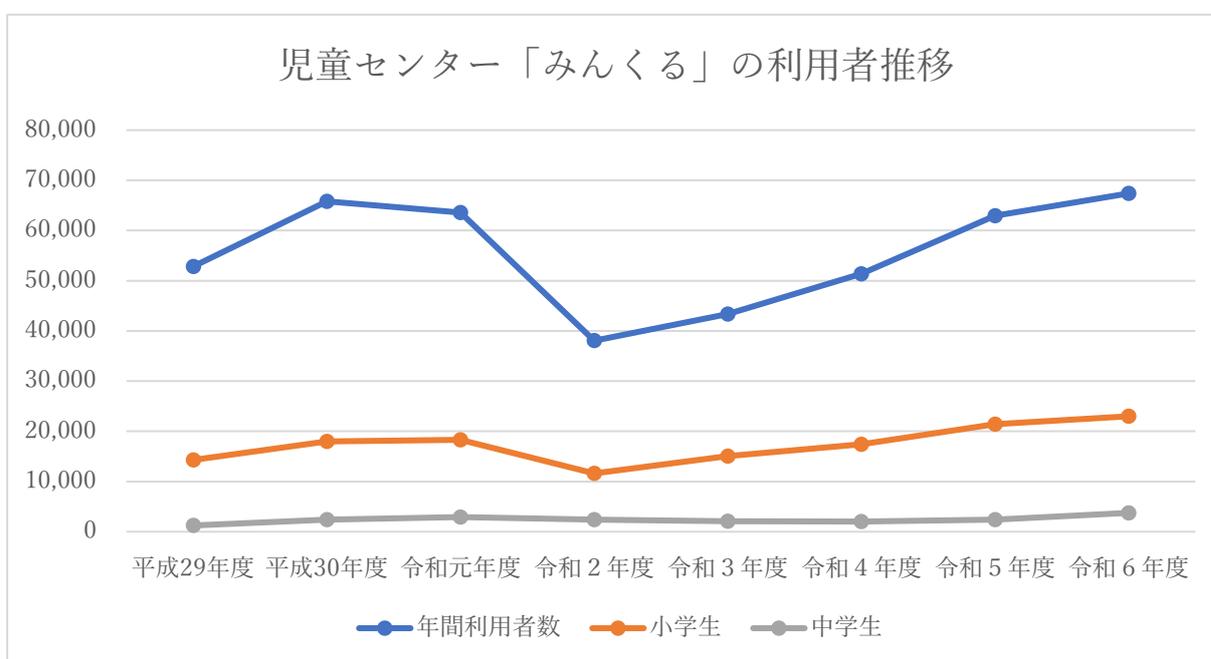
令和元年度末から令和3年度にかけて猛威を振るったコロナ禍において、感染拡大防止を目的とした臨時休館を行ったほか外出自粛等のお願いをしたこともあり、一時的に利用者数が減少していましたが、その後順調に回復し、現在はコロナ禍以前と同水準以上の利用者数となっています。



【児童センター「みんくる」の利用者推移】

(単位：人)

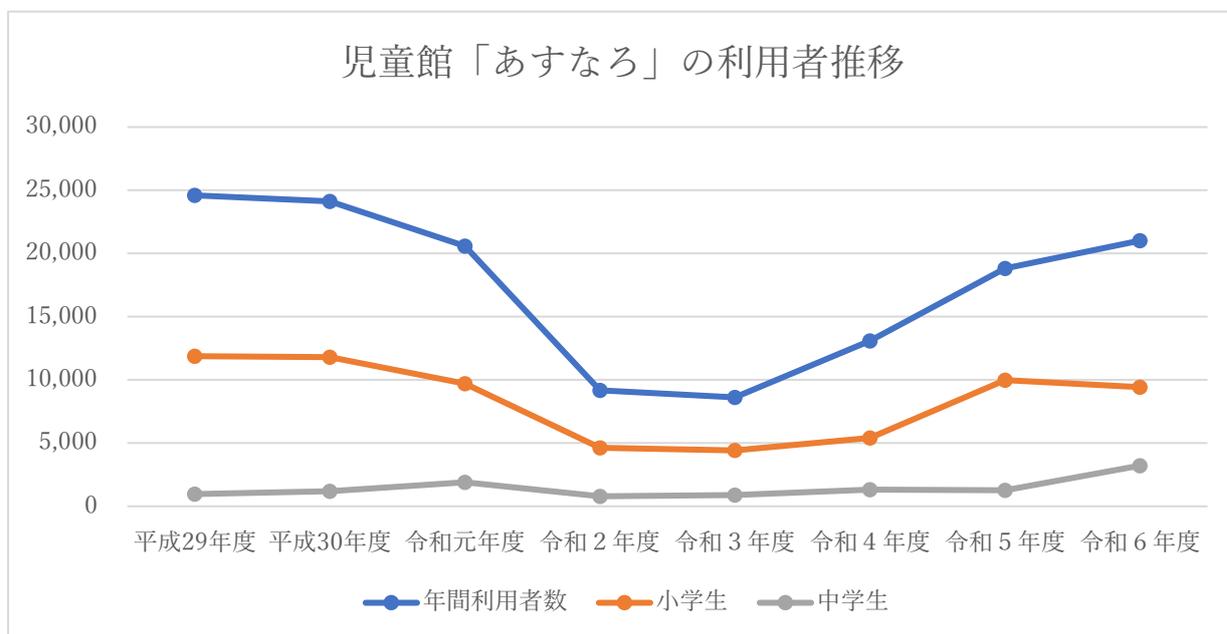
年度	年間利用者数	利用者の内訳				一日平均利用者数
		小学生	中学生	高校生	左記以外 (幼児・大人)	
平成29年度	52,810	14,280	1,250	246	37,034	177.81
平成30年度	65,836	18,021	2,445	348	45,022	219.45
令和元年度	63,559	18,334	2,909	621	41,695	230.29
令和2年度	38,060	11,621	2,386	444	23,609	150.43
令和3年度	43,386	15,061	2,065	1,048	25,212	184.62
令和4年度	51,372	17,459	2,063	777	31,073	172.97
令和5年度	62,977	21,450	2,384	448	38,695	210.63
令和6年度	67,393	22,997	3,756	455	40,185	226.15



【児童館「あすなろ」の利用者推移】

(単位：人)

年度	年間利用者数					一日平均利用者数
		小学生	中学生	高校生	左記以外 (幼児・大人)	
平成 29 年度	24,595	11,875	966	604	11,150	83.09
平成 30 年度	24,127	11,800	1,205	121	11,001	81.24
令和元年度	20,597	9,711	1,910	45	8,931	74.90
令和 2 年度	9,183	4,637	793	309	3,444	36.30
令和 3 年度	8,618	4,422	885	472	2,839	36.83
令和 4 年度	13,098	5,399	1,324	461	5,914	44.10
令和 5 年度	18,832	9,992	1,258	301	7,281	62.98
令和 6 年度	21,006	9,422	3,218	571	7,795	70.49



## 7 児童館等における課題

- (1) 児童館等は、主としてこども達の健全な遊びの場として設置されるものですが、一方で、核家族化や地域内行事の減少、新興住宅地の拡大等の影響により「近所付き合い」の希薄化が進む昨今、子育て中の保護者の孤立を防止する役割も担っています。

今後は、特にこども達同様、保護者も気軽に訪れてスタッフや同世代の方と談笑したり相談したりし、子育て中の喜びや悩みを共有できる子育て仲間を得られる施設としての役割が期待されています。

- (2) 本市には「あすなろ」と「みんくる」の2つの児童厚生施設がありますが、いずれも中心市街地周辺に立地しており、周辺部の住民、特に児童にとっては独力での利用が難しいといった課題があります。

- (3) 「あすなろ」は、昭和51年度竣工の旧松山地方法務局伊予出張所の建物を、国から譲り受けたものであり、築年数が古く老朽化が著しい状態です。

平成15年に現機能である児童館として大幅なリニューアルが施されてから大規模修繕は行われておらず、令和8年度に建物としての耐用年数（鉄筋コンクリート造：50年）を迎えます。

これまで、屋上陸屋根からの雨漏り及びそれに伴う電気設備の不調が生じており、令和6年度に簡易な防水工事を行ったものの、建物本体が耐用年数を迎えることから今後の大規模修繕は考えにくい状況です。

- (4) 不特定多数の児童と保護者が自由に利用できる施設であることから、保護者を含めた利用者との人間関係や利用する児童の心理状態に配慮し、児童が不安なく利用できる施設運営が必要です。

また、虐待や貧困など児童の健全な育成を阻害する恐れのある事案を早期発見し対応することが求められています。

- (5) 児童館等は18歳未満の全ての児童を対象としており、未就学児や小学生はもとより、多感な時期を迎える中学生、高校生の家庭、学校に次ぐ第3の居場所としての役割が期待されています。

中学生や高校生が自由に集い、自分たちらしく活動すること。また、利用を通じて職員と信頼関係を築き、困った時、悩んだ時には気軽に相談できる施設となるよう、魅力的な施設運営を目指すことで、中高生にとって安らぎの場となることが求められています。

## 8 児童館等の課題解決に向けた方針

- (1) 「みんくる」に関しては、周辺自治体の中でも特に充実した施設を備えており、伊予市民はもとより周辺市町の子育て世帯の拠点となっています。

同年代の子を持つ親同士が、行政の枠に捉われず広く交流することで新たな出会いを生み出し、親交を深めることができる施設として、今後も遊具、備品、図書の拡充のほか魅力的な事業の展開を目指します。

- (2) 老朽化が著しい「あすなろ」に関しては、建物の耐用年数を経過し水回りや電気設

備など各所に故障等が目立つほか、耐震改修をしていないことなどから、大規模改修による継続利用は考えにくい状況ですが、「あすなろ」の理念や機能を補完する代替事業を検討する必要があると考えます。この代替事業に関しては、単なる建物の建替えや移転でなく、ソフト事業による機能補完など柔軟かつ持続可能な方法について慎重に検討する必要があります。

- (3) こどもや子育て家庭の意見を取り入れながら、こどもが様々な活動に自発的に取り組めるよう、行事やイベント等を充実させ、地域住民とも連携して事業展開していくことで子育て世代とこども、地域住民が自然に触れ合う機会を提案し、子育て家庭の孤立化防止にも繋がります。
- (4) 児童の健康状態、心理状態のほか児童間の人間関係にも常に注意し、いじめや孤立が生じない環境づくりに配慮します。  
スタッフは、虐待や貧困などに関する基本的な知識と対応策等に関する研修を受講し、児童や家庭環境に問題のある兆候を発見した時には、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応します。
- (5) 成長や進学により児童館等から離れがちな中学生や高校生にもスポットを当て、利用したくなる・参加したくなる事業を積極的に展開します。  
新規事業の展開に当たっては、利用者である中高生からリクエストを募るなど、積極的に意見を取り入れ、「自分たちが提案した事業が実現した」という成功体験と親近感から利用促進に繋がります。  
具体的には、ダンスやPOP カルチャーなど若者が興味を持つコンテンツも積極的に取り入れ、若者たちのサードスペースとしての役割を付加します。
- (6) 提案事業の実現に当たっては、中高生も交えたプロジェクトチームを結成し、関係者が協議・調整を行い、企画、予算化、打合せ、実施、反省、改善という一連の事業スケジュールを経験することで中高生の社会人基礎力を養います。



# 伊予市で育つ こどもたちの健全な成長と 夢の実現を 全力で応援します



伊予市放課後児童等健全育成基本方針

令和7年 月 策定

伊予市 市民福祉部 子育て支援課